(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

ネパール政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びネパールの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

11　ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

12　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

○外務省告示第十四号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十八年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成二十二年六月二十五日付け）	平成二十七年十二月十五日	平成二十八年十二月三十一日
地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文（平成二十二年五月十七日付け）	平成二十七年十二月十四日	平成二十九年十二月三十一日
ウゴンゲ道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文（平成二十四年六月二日付け）	平成二十七年十二月七日	平成二十九年十二月三十一日
キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文（平成二十二年五月十八日付け）	平成二十七年十二月二十八日	平成三十一年三月三十一日

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をネパール政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月二十一日にカトマンズで

ネパール駐在

日本国特命全権大使　小川正史

ネパール

財務省次官　ロク・ダルサン・レグミ殿

（ネパール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をネパール政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月二十一日にカトマンズで

ネパール

財務省次官　ロク・ダルサン・レグミ

ネパール駐在

日本国特命全権大使　小川正史閣下

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

一中「年七厘」を「年六厘」に、「年八厘五毛」を「年七厘五毛」に、「年一分八厘五毛」を「年一分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘
十年を超え十二年以下	年三厘五毛
十二年を超え十五年以下	年四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘
十年を超え十二年以下	年三厘五毛
十二年を超え十五年以下	年四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年六厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・九五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・九五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。